

令和8年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和8年6月16日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和8年6月16日 午後1時15分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議案第 26号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第 27号 川南町地域活性化基金条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第 28号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第 29号 川南町火入れに関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第 30号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第 31号 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 32号 令和8年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第 33号 工事請負契約締結について |
| 日程第9 | 同意第 2号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第 3号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 同意第 4号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 同意第 5号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 同意第 6号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 同意第 7号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 同意第 8号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 同意第 9号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 同意第 10号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第18 | 発議第 3号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について |
| 日程第19 | 議員派遣の件について |
| 日程第20 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について |
| 日程第21 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について |

出席議員(12名)

1番 小 嶋 貴 子 議員	2番 今 井 孝 一 議員
3番 中 瀬 修 議員	4番 金 丸 和 史 議員
5番 河 野 浩 一 議員	6番 北 原 輝 隆 議員
7番 江 藤 宗 武 議員	9番 永 友 美 智 子 議員
10番 河 野 禎 明 議員	11番 蓑 原 敏 朗 議員
12番 徳 弘 美 津 子 議員	13番 中 村 昭 人 議員

欠席議員(0名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	小 牟 禮 洋 秋 君
教育長	平 野 博 康 君	会計管理者・ 会計課長	石 井 美 貴 君
総務課長	米 田 政 彦 君	まちづくり課長	甲 斐 玲 君
財政課長	大 塚 祥 一 君	税務課長	小 嶋 哲 也 君
町民健康課長	押 川 明 雄 君	福祉課長	稲 田 隆 志 君
環境課長	三 好 益 夫 君	産業推進課長	河 野 賢 二 君
農地課長	今 井 孝 洋 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	河 野 英 樹 君	教育課長	川 崎 紀 朗 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午後01時15分開会

○議長（中村 昭人議員） これから本日の会議を開きます。

申し上げます。

携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） の議事日程は、配付してあるとおりであります。

日程第1「議案第26号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第27号川南町地域活性化基金条例の一部改正について」、日程第3「議案第28号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第4「議案第29号川南町火入れに関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」、日程第6「議案第31号川南町介護保険条例の一部改正について」、本6議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第26号、28号、30号、31号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第26号川南町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、この条例の改正は、外国人の在留カード等とマイナンバーカードを一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付実施に伴い、条例にマイナンバーカードとして機能する特定在留カード等を追加するものです。これにより、特定在留カード等を提示することで、コンビニのマルチコピー機での印鑑登録証明書の申請や交付を受けることができるようになります。

本議案については、質疑の後、別段の異議なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、この一部改正は、県が示した標準保険料率を参考に、国民健康保険税率を決定するもので、医療分の所得割を前年度差で0.18%、均等割を前年度比4,000円、支援分の均等割を1,100円それぞれ増とするものです。

国民健康保険事業は、平成30年度から県単位の運営となっており、川南町は令和9年度から国保税の算定方式を県の方式に合わせて2方式から3方式に変更する予定です。また、令和7年度基金残高は、約1億1600万円ということで、今後、保険料率を段階的に見直し、県が示す標準保険料率に近づけていくとの説明でした。

本議案については、質疑の後、別段の異議なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、本議案は、本町における保育環境の充実と円滑な施設運用を維持するため、条

例の一部を改正するものです。第1条は、児童の発達支援に関する専門的知見を柔軟に取り入れるため、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1人に限り保育士とみなして配置できる規定を整備するものです。第2条は、保育所及び小規模保育事業所A型等について、満3歳以上、満4歳未満の園児おおむね15人につき1人以上の職員を置くように改め、経過措置の期限を令和10年3月31日までとするものです。

本議案については、質疑の後、別段の異議なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号川南町介護保険条例の一部改正について、今回の改正は、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げを受け、介護保険法施行令の一部が改正されたことにより、令和8年度の介護保険料の算定において、国の方針に基づき、適切な減免措置を講じるための特例規定を設けるものです。対象者は、令和8年度で19人で、減免される額の総額は55万ほどということです。

本議案については、質疑の後、別段の異議なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第27号、第29号について、その経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も令和8年6月10日午前10時30分より第2委員会室にて、関係担当課職員の出席のもとに、慎重に審査しました。

議案第27号川南町地域活性化基金条例の一部改正についてです。川南町地域活性化基金は、地域活性化拠点施設の整備、維持管理や、地域活性化事業への活用を目的に、令和3年に制定されましたが、令和5年に地域活性化事業への充当に関する規定が一度削除されました。しかし、本基金は、同拠点施設がもたらす利益を財源としていること、また、同施設自体が観光産業振興や雇用創出など、町全体の活性化を目的としていることから、基金の使途を再び地域活性化事業へ広く活用できるよう、必要な改正を行うとの説明がありました。委員からは、基金の活用について明確な基準を設けてほしい。多角的な視点で審査や運用をしてほしい。地域活性化という目的に真に合致し、町民が納得できる形で進めてほしいなどの意見がありました。

討論はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第29号川南町火入れに関する条例の一部改正についてです。

悪天候や強風、各種注意報、乾燥、林野火災などにより、火入れを翌週に延期せざるを得ない場合、現在の7日前までの申請7日以内の許可期間という規定では対応できない課題がありました。今回の改正は、地域の要望、翌週への予備日設定などに合わせるため、申請期

限の短縮と許可期間の延長を行い、実情に応じた運用を可能にするものです。併せて、近年の林野火災の多発や火災予防条例での林野火災注意報の新設も踏まえ、火入れの中止に係る規定を防災減災の観点から改正を行うものと説明がありました。

委員からは、事前連絡や申請手続きが適正に行われるように、消防や関係各所への周知や連携を徹底してほしいとの意見が挙がりました。

討論はなく、全員賛成で可決されました。

○議長（中村 昭人議員） 以上で報告を終わります。

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第26号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号川南町地域活性化基金条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（荻原 敏朗議員） 議案第27号川南町地域活性化基金条例の一部改正について反対の立場で討論を行います。

今回、同条例の設置目的の地域活性化拠点施設の整備及び維持に限定せず、広く地域活性化に資する事業にも充てるということができるように意図された改革提案です。地方自治法

241条では、自治体は特定の目的のために基金を設けることができるとされています。地域活性化に資する事業は、議案質疑で具体的には決まっていなかったように、あまりにも曖昧で、極論すればなんにでも執行者の判断で可能になりませんか。地域活性化拠点施設は町が設置した施設で、経営に当たっては施設の減価償却費等は計上されていません。施設を持続しようとすれば、当然いずれ改修や再整備が予想され、その金額はかなりのものになると予想されます。この基金はそれらに備えるべきではないでしょうか。怠ると結果、一般会計からの大きな負担になりかねません。また、国においては、地方自治体の基金設置や運用についても関心を持っているやに聞いています。金額によっては、財政調整基金等の特に流動性の高い基金には注文があると伺っています。ここは、基金設置の目的を明確にして、法の趣旨にのっとり、将来に備えた投資目的と明確に示すべきではないでしょうか。基金設置目的特定、施設の将来の改修整備対策、また国の動き3点を踏まえて、今回の条例改正は慎重であるべきと訴えて反対討論とします。皆様の判断をお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第27号川南町地域活性化基金条例一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本基金は、元々令和3年9月議会において、川南町地域活性化拠点施設によって当時の日高町長の提案により出された議案です。そこで生み出された益金を積み立て、地域活性化のために活用することを目的として設置された基金であります。その後、令和5年12月議会において、当時の故東町長の提案として、基金の用途は地域活性化拠点施設の整備及び維持管理に限定される議案として、当時の議会で可決したものです。しかし、社会情勢や地域課題が大きく変化する中で、地域活性化に求められる取組も多様化しており、今回の提案となった次第です。川南町地域活性化拠点施設は、豊かな自然や食材を活用し、地場製品の販売や地域情報の発信を通じて、観光振興や産業振興、さらには雇用の創出として、まち全体の活性化を目的として設置された施設であります。今回の改正は、その施設から生み出された基金を、施設の維持管理だけでなく、地域活性化に資する事業へ幅広く活用できるようにするものであります。基金本来の目的を、より効果的に達成するための見直しであると考えます。この地域活性化拠点はPLATZ（ぷらっつ）といいますが、この施設は九州でもここしかないやり方の上下の乗り合いの施設です。これを持っている川南町はこれを有効活用すべきだと私は考えております。限られた財源を有効活用し、地域の課題解決や新たな活力創出につなげるためにも、本条例改正は必要なものであると、適切な改正であると判断いたします。

以上の理由により、本議案に賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、議案第27号川南町地域活性化基金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号川南町火入れに関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号川南町火入れに関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号川南町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおりすなわち、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号川南町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7「議案第32号令和8年度川南町一般会計補正予算第1号について」、本議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第32号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第32号令和8年度、川南町一般会計補正予算第1号、企画費の都市計画・都市開発計画の422万5000円は、これまで計画してきた立地適正化計画、地域再生計画、都市再生整備計画との整合性を図りながら、これからまちづくりにおいて、どのように面的な整備を進めていくのか、どのような施設があれば、生活利便性が向上するのか、町民と情報を共有しな

がら進めていくという説明でした。委員からは、いろいろな方に参加していただき、中心市街地の方にも納得感のあるように進めてもらいたいとの意見がありました。

続いて、電子計算費業務行政システム管理事業のLGWAN接続ルーター賃借料271万2000円は、事業者からの未請求による令和7年度分の賃借料と、令和8年度予算未計上分の合計額です。このルーターは、令和5年7月利用分から令和7年の6月利用分までの24カ月の契約で、賃借料を令和5年度に一括して24カ月分支払っています。その後は自動更新契約となっていました。令和7年の7月利用分から令和8年5月まで、事業者からの請求がなく、予算化もされていなかったため、今回の予算計上となったとの説明でした。委員からの債務負担行為や単年度支払いとしなければいけないのではとの意見に対し、同じようなケースが起らないように計画的に支払いができるような形をとっていくとの説明がありました。

続いて、社会福祉総務費の手数料、身寄りのない方の葬祭費用21万円は、令和8年度の当初予算に計上していたものの、必要な執行があり予算が不足したため、今回1人分を増額補正するものです。

以上、本議案につきましては、質疑の後、別段の異議なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員） 文教産業常任委員会に付託されました、議案第32号令和8年度川南町一般会計補正予算（第1号）における関係予算の審査の経過と結果について報告します。

令和8年6月10日午前10時30分より第2委員会室にて、関係担当課職員の出席のもとに、慎重に審査しました。

原案は、令和8年度一般会計補正予算であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出1億6706万9000円を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ135億4406万9000円とするものです。

教育課関連の10款4項2目教育費、社会教育費、文化施設費の文化ホール・図書館耐力度調査委託料550万円は、建物躯体が雨漏りにより、体力機能の低下の恐れがあるための調査費用とのことでした。委員からは、突発的な施設トラブルに対し、利用再開時期への不安や、多額の修繕費への懸念について、今後の方向性を決定する重要な局面であるために、徹底した調査と丁寧な住民説明を求める意見が出されました。

本議案について、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論採決を行います。

議案第32号令和8年度川南町一般会計補正予算第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号令和8年度川南町一般会計補正予算第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8「議案第33号工事請負契約締結について」を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第33号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、令和8年度都市下水路改修工事について、指名競争入札により、株式会社山下建設代表取締役山下雅也氏を相手方とした。契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては、建設課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、受けていただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員）補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（黒木 誠一君） 議案第33号につきまして、その補足説明を申し上げます。

令和8年3月議会定例会における議案第13号で、都市下水路管路補修工事の予算を可決いただきました。これに基づき、老朽化が進んだ都市下水路補修するため、工事請負契約を締結するものです。本下水路は、町営中央住宅から川南町運動公園敷地を經由し、平田川に排水されています。川南町市街地の雨水や生活用排水を流すため、昭和50年代初期に整備され、総延長が約1.2キロメートルあります。今回整備する区間は特に老朽化が進んでいます。

延長約100メートル・管径約1.5メートルを既設管更生工法にて補修するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第33号の質疑を終わります。

本件は委員会付託は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議がないようですので、委員会付託は省略し討論採決を行います。

議案第33号工事請負契約締結について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9「同意第2号農業委員会委員の任命について」、日程第10「同意第3号農業委員会委員の任命について」、日程第11「同意第4号農業委員会委員の任命について」、日程第12「同意第5号農業委員会委員の任命について」、日程第13「同意第6号農業委員会委員の任命について」、日程第14「同意第7号農業委員会委員の任命について」、日程第15「同意第8号農業委員会委員の任命について」、日程第16「同意第9号農業委員会委員の任命について」、日程第17「同意第10号農業委員会委員の任命について」を議題とします。

本9議案は、人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。

採決は議案ごとに起立によって行います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本9議案は、起立採決を行います。

これから同意第2号について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、同意第2号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第3号について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、同意第3号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第4号について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、同意第4号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第5号について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、同意第5号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第6号について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、同意第6号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第7号について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、同意第7号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第8号について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、同意第8号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第9号について採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、同意第9号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第10号について採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔全員起立〕

全員起立であります。

したがって、同意第10号農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第18「発議第3号非核三原則の堅持を求める意見書の提出について」を議題とします。

朗読は省略します。

提出先からの趣旨説明を求めます。

○議員（小島 貴子議員） 発議第3号非核三原則の堅持を求める意見書について、その趣旨説明を行います。

なお、お手元に配付しております意見書案を朗読して、趣旨説明といたします。

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを一貫して堅持してきました。我が国は世界唯一の戦争被爆国であり、広島、長崎の惨禍を2度と繰り返さないという決意のもと、国際社会における平和と安全の維持、ひいては核兵器のない世界の実現に向けて、主導的な役割を果たすことが強く求められています。本年1月には、被爆地であ

る広島市議会において、この非核三原則の堅持を求める意見書が全会一致で可決されるなど、地方自治体や国民の間からも、国是としての原則順守を求める声が改めて高まっています。

近年、緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則は、わが国が平和国家として歩むべき根幹であり、いささかも揺るがしてはならないものであります。よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地を初めとする国民の思いをしっかりと受けとめ、非核三原則を将来にわたって断固として堅持されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様の賛同をお願いし、趣旨説明といたします。

○議長（中村 昭人議員） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから発議第3号非核三原則の堅持を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号非核三原則の堅持を求める意見書については採択されました。

お諮りします。

ただいま採択されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任とすることに決定しました。

日程第19「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により配付しました議員派遣の

とおり決定をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、配付しました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第20「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第21「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和8年第2回川南町議会定例会を閉会します。

皆様お疲れ様でした。

午後2時07分終了

.....